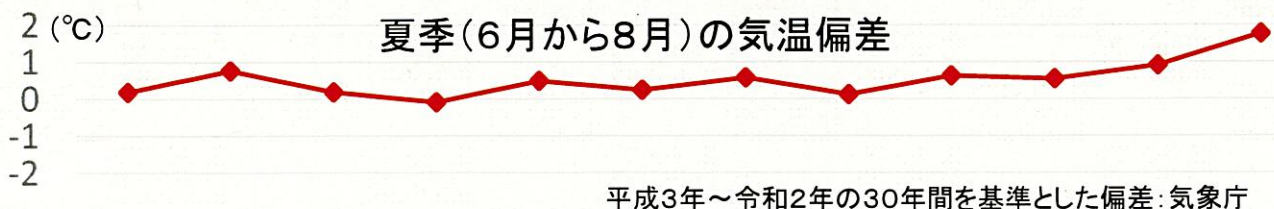
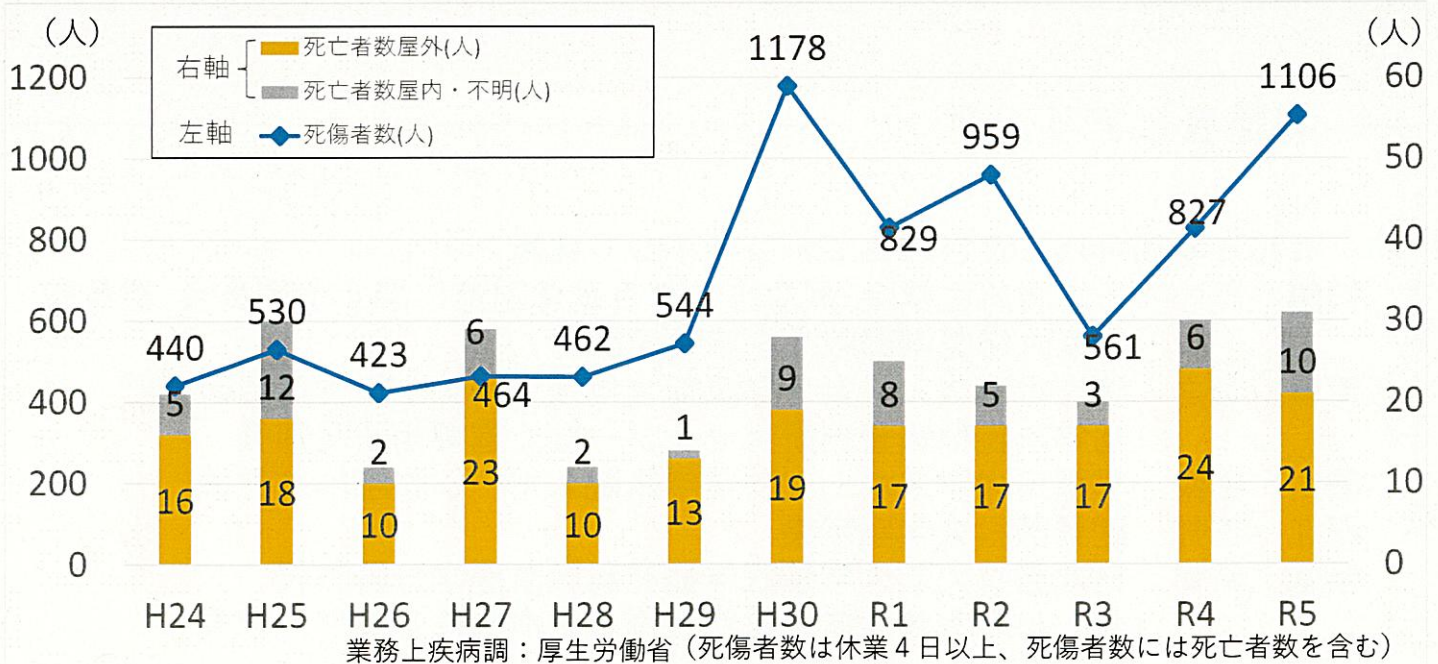


## 職場における熱中症対策の強化について

第174回 安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課  
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（H24～）



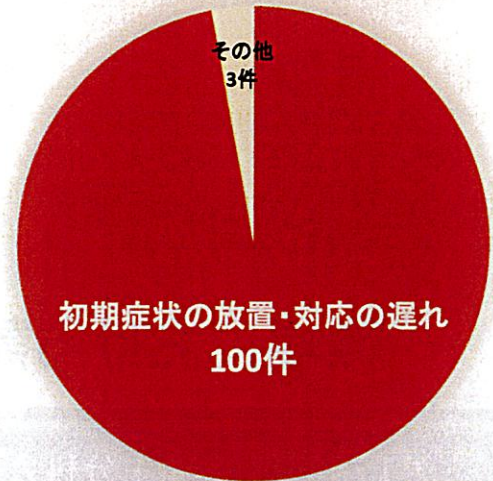


# 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

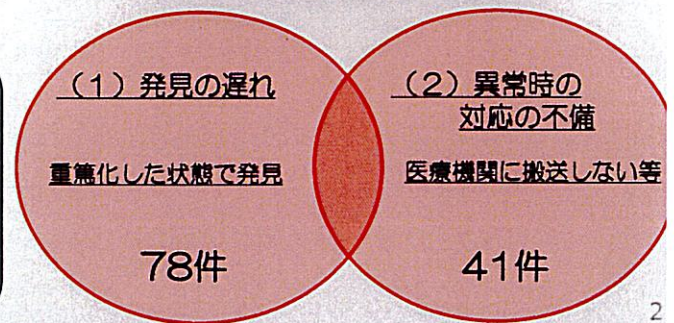
## 職場における熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念
- **ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」**

## 熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



## 早急に求められる対策

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、**現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施**が必要

## 熱中症対策に関する有識者ヒアリングについて

### 有識者ヒアリング

- 令和6年10月18日及び22日にオンラインで実施
- 神田 潤 日本救急医学会 熱中症および低体温症に関する委員会 委員長  
帝京大学医学部救急医学講座講師
- 齊藤 宏之 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センターばく露評価研究部長
- 細川 由梨 早稲田大学スポーツ科学学術院スポーツ科学部准教授
- 堀江 正知 産業医科大学副学長
- 横堀 将司 日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野教授  
(兼) 日本医科大学付属病院高度救命救急センター一部長



# 熱中症対策に関する有識者ヒアリングの結果概要

## ヒアリング概要（総論）

- 「熱中症基本対策要綱」等に盛り込んでいる事項は現場において積極的に実施すべきであり、その一部については重篤化防止の観点から義務化も含めて強化することが適当。
- 熱中症を重篤化させないためには、以下の2点が重要。
  - ① 可能な限り早期に異常が認められる者（熱中症になりそうな者）を発見すること
  - ② 異常が認められる者に対し、「暑熱作業からの早期離脱」、「早期の身体冷却」、「有効な休憩設備の利用」、「躊躇ない医療機関への搬送（水分摂取等の様子がおかしい場合）」を実施すること
- 熱中症を重篤化させないためには、各現場において、「作業内容や作業環境に伴う熱中症リスク」や上記①～②の具体的実施方法を分かりやすい形で管理者・作業者が共有することが重要。

## ヒアリング概要（各論・一部抜粋）

- 具体的な措置を事業者が義務付ける場合の基準は設けるべきだが、WBGTや気温の数値のみで一律に定めるのではなく、「WBGTの値」、「作業強度」、「作業時の着衣の状況」等の組合せによる必要があるが、WBGT28度を超えると急激に、救急搬送者数も増えるため、これを一つの線引きとすることが適当。
- 異常を発見するための対応としては、職場巡視等によって自覚症状の有無や受け答えに異変がないかを確認することが必要であるが、具体的な実施方法については、現場の実情に応じ、パディ制やウェアラブル端末の活用など実効性の高い方法とすべき。
- 異常が認められる者が発生した場合の対応に関する教育については非常に重要。作業員に対する教育は、「熱中症基本対策要綱」で示している「熱中症予防管理者」など、熱中症予防対策に詳しい管理者を各現場において選任し、その者が中心となって実施することが望ましい。

## 今後の熱中症対策について（案）

### 基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場の実態に即した具体的な対応

### 現場における対応

- 熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者が罰則付きで義務付けることとする。
  - 1 熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に対して周知すること。
    - ※ 報告を受けるだけでなく、積極的に「熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置」として、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡等現場において取り組まれている効果的な措置を推進する。
  - 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
    - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
    - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（参考例は別添のとおり）を事業場ごとにあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知すること。

※ 「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」は、以下の作業（熱中症のおそれのある作業）を対象に罰則付きで義務化。当該作業で熱中症が疑われる労働者が発生した場合には、WBGT値や作業時間等にかかわらず、実施手順を踏まえ、適切に対処することを通達で示す。

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業

※ 作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を通達で推奨する。

※ なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。



